

残留農薬等のポジティブリスト制度の概要

残留農薬等のポジティブリスト制度とは？

基準が設定されていない農薬等が一定量を超えて残留する食品の販売等を原則禁止する制度

※「食品衛生法等の一部を改正する法律」

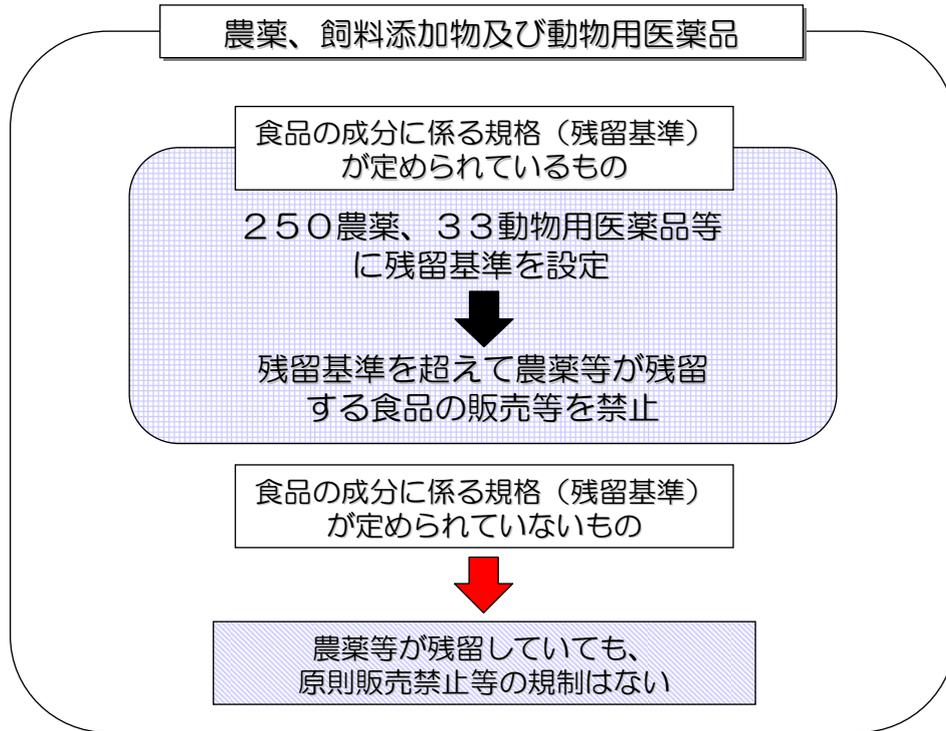
(平成15年法律第55号、平成15年5月30日公布)

規制の対象は？

- 規制対象物質
 - 農薬
 - 動物用医薬品
 - 飼料添加物
- 規制対象食品
 - 加工食品を含む全ての食品

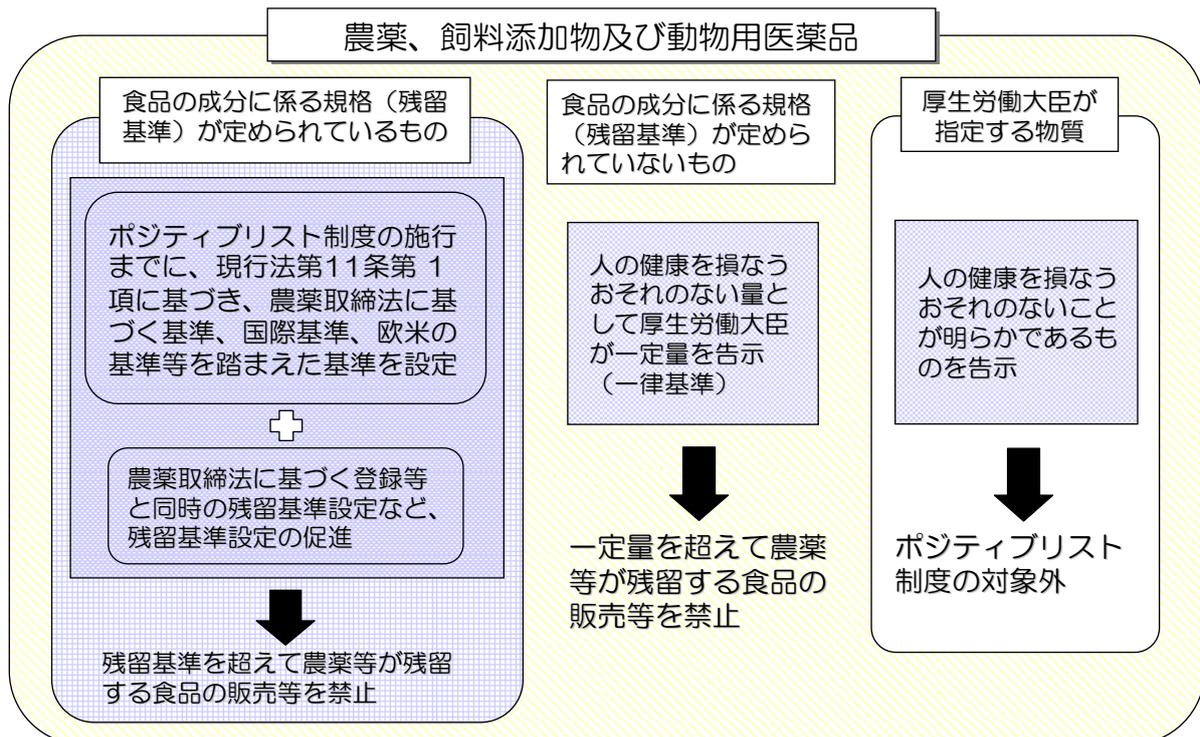
食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入①

【従来の規制】



食品に残留する農薬等へのポジティブリスト制度の導入②

【ポジティブリスト制度の導入後】（平成18年5月29日施行）



一定量（いわゆる一律基準）とは？

人の健康を損なうおそれのない量として
一定の量を定めて規制する考え方

一定量として0.01 ppmを設定



一律基準

※ 「平成17年厚生労働省告示第497号」

食品衛生法第11条第3項の規定により人の健康を損なうおそれ
がない量として厚生労働大臣が定める量は、0.01 ppmとする。

加工食品の取扱い

- コーデックス基準が設定されている加工食品は、新たに残留基準を設定する。
- 残留基準が設定されていない加工食品のうち、残留基準に適合した原材料を用いて製造又は加工されたものは、原則として、販売等を可能とする。
- 乾燥等の加工を行った食品の監視指導では、水分含量をもとに試算した値により原材料での違反の蓋然性を推定するなど、効率的な手法を用いる。